



事務連絡
平成21年12月28日

地方厚生（支）局医療指導課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）の一部が平成21年12月28日付厚生労働省告示第508号をもって改正され、平成22年1月1日から適用されることとなっておりますが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬剤の費用が診療報酬上の点数に含まれている新医薬品（外用薬1品目）について、揭示事項等告示の別表第3に収載したものであること。
- 2 1により揭示事項等告示の別表第3に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	5	1	55	61

(参 考)

揭示事項等告示

別表第3 第6部

No		医薬品名	成分名	規格単位
1	外用薬	アイノフロー吸入用800ppm	～酸化窒素	～